

告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和八年三月六日

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 梶 田 美佐子

埼玉県監査委員 鈴木 正 人

埼玉県監査委員 齊 藤 邦 明

1 監査の結果「指摘」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
福祉部	福祉政策課	令和7年10月7日 (第658号)	令和6年度に締結した「県有施設（東地区）駐車場優先駐車区画塗装工事」ほか3件について、当初契約時の設計数量と施工実績に基づく実施数量に差が生じたため、変更契約を締結し契約金額を減額すべきところ、変更契約を行わずに当初契約の金額を支払ったことは著しく不適切であった。	<p>再発防止のため、課内関係職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 減額すべきだった額の返金について、契約の相手方4者と合意書を締結し、令和7年11月末日までに全ての返金を完了した。 2 建設工事の設計図書に変更が生じた場合の正確な手続方法を習得するため、関係職員を対象に「埼玉県土木工事設計変更ガイドライン等勉強会」を実施し、適正な事務処理の執行を徹底した。 3 建設工事を実施する際には、契約手続に誤りがないか、手続の各段階で県土整備部に確認することとした。 4 建設工事に係る契約進行管理チェックシートを作成し、設計変更が生じた場合などの手続に漏れや遅滞が生じないように進行管理を徹底することとした。

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育委員会	春日部女子高等学校	令和7年12月12日 (第677号)	<p>令和7年度に締結した「埼玉県立春日部女子高等学校フィールドワーク及び成果発表会サポート業務委託」について、委託契約の仕様書では、業務内容として、「東武動物公園での活動の機会を確保し、探究の授業成果をフィールドワークで生かせるよう相手方企業と調整すること」、「成果発表会の会場として春日部市民文化会館を確保し、今年度の探究活動の成果を適切に評価できるよう評価基準を作成すること。また、成果発表会後の生徒、保護者等からの評価を集計すること」と定めており、業務概要のみの記載にとどまっていた。</p> <p>本件契約は、学校と受託業者間で事前に業務内容の詳細を確認していたことから、契約内容の実施に支障は生じていないが、委託業務の詳細な内容が仕様書に記載されておらず、契約内容が対外的に不明確なまま契約を締結していたことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、校内関係職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務職員全員及び担当教諭が、出納総務課の財務研修資料や教育局財務課の契約書ひな形を活用し、委託契約の仕様書に業務内容を明確に記載する必要性について改めて理解を深め、意識共有を図った。 2 生徒の学習活動に関係する委託業務の仕様書については、執行伺の起案前に担当教諭が内容を確認した上で、執行伺の決裁過程で教頭および起案者以外の事務職員に回議することとし、具体的な業務内容が仕様書に反映されているか確認する体制を整えた。 3 財務に関するチェックシート（契約編）に「仕様書において業務内容（数量等）が具体的に示されているか」の確認欄を追加し、決裁権者の校長ほか、事務長が仕様書の具体性を確認する体制を整えた。